

「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会設置運営要領

平成14年7月11日 決裁
平成17年4月1日 一部改正
平成17年8月1日 一部改正
平成19年4月1日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正

(設置目的及び名称)

第1条 消費者、生産者、流通団体、行政等が相互に交流・連携し、地産地消運動の推進方策の検討を行うとともに、県内各地域で地産地消運動を幅広く展開するため、「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会を設置する。

(協議事項)

第2条 「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会（以下、「協議会」という）は、次の各号に掲げる事項を協議し、地産地消運動の円滑な推進を図るものとする。

- (1) 事業推進に係る関係機関、団体との調整に関すること
- (2) 運動の推進に関すること
- (3) その他事業の実施に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 3 会長は副知事をもって充てる。
- 4 副会長は、農林部長をもって充てる。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議の開催及び議事進行については、会長が行うものとする。

- 2 会長は会議を遂行するため必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を出席させることができるものとする。

(部 会)

第5条 会長は、必要に応じ、協議会の下に幹事会及び部会を置くことができる。

- 2 幹事会及び部会については別に定める。

(任 期)

第6条 協議会の委員の任期は、2年間とし再任は妨げない。ただし、前任者の退任により新たに委員となった者は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課に置く。

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成14年7月11日から施行する。
- 2 有機100倍彩の国農業推進協議会設置要綱（平成9年6月17日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会委員

区 分	所 属	職 名
消費者 団体	埼玉県消費者団体連絡会 コーペル 埼玉県生協ネットワーク協議会	事務局長 理 事 運営委員
食物関係 団 体	(社) 埼玉県栄養士会 (社) 埼玉県調理師会 埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会	会 長 会 長 会 長
生産者 団 体	埼玉県農業協同組合中央会・全国農業協同 組合連合会埼玉県本部 埼玉県農業協同組合中央会 埼玉県森林組合連合会	副会長 専務理事 副会長
流通・加工等 関係団体	埼玉県食品工業協会・埼玉県酒造組合 (社) 埼玉県青果市場連合会 (財) 埼玉県学校給食会	会 長 会 長 理事長
商工等 指導団体	(社) 埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会 (社) 埼玉県食品衛生協会	専務理事 専務理事 専務理事
行 政	埼玉県 農林部	副知事 部 長